

## 物価高騰に伴う低所得世帯 応援給付金(3万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です

- 物価高騰に伴う低所得世帯等応援給付金 **(1世帯あたり3万円)** は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から6月までに家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

### 給付金の支給時期

明日香村が確認書(または申請書)を受理した日から **3週間後**が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和5年1月～6月の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

明日香村から  
確認書が届きます (要返送)

※ **一部申請が必要な場合**があります

令和5年7月1日時点で住民登録のある方

ただし、令和5年1月2日以降に転入  
された世帯は、申請が必要です。

詳しくは次ページ「I」へ

#### 申請が必要です

申請期間: **令和5年 8月 1日 (火)**  
～**令和5年 12月 26日 (火)**

申請時点で住民登録のある方

【申請書配布先】明日香村役場 住民課、  
明日香村HP

詳しくは次ページ「II」へ

# 給付金の支給手続き

## I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和5年7月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、明日香村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、明日香村に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか



**世帯の中に、未申告の方や令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書は明日香村役場HPか役場住民課に置いてあります。  
必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場住民課に、直接または郵送でご提出ください。



## II - ① 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

## II - ② 令和5年1月2日以降転入の非課税世帯

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から6月までの任意の1か月収入×12倍）が村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、役場住民課にお問い合わせ下さい。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに役場住民課に、直接または郵送でご提出ください。

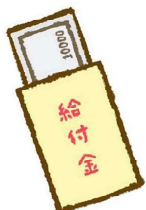
収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場住民課や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

明日香村役場 給付金担当  
0744-54-2282 (直通)